

小山市学生消防団活動認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大学、大学院、専修学校、その他各種学校（以下「大学等」という。）に在学しながら、真摯かつ継続的に本市の消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した者（以下「大学生等」という。）について、本市がその功績を認証することにより、就職活動を支援するとともに、学生消防団員の意識の高揚及び消防団活動の活性化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度の対象となる者（以下「認証対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（大学等の学生でなくなった日から3年を経過した者を除く。）とする。

- (1) 大学等の在学中に本市の消防団員として1年以上（他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。）真摯かつ継続的に消防団活動を行った大学生等
- (2) 消防団長（以下「団長」という。）が、大学等の在学中における本市の消防団員としての活動について、特に優れた功績があると認めた大学生等

(推薦)

第3条 本制度による認証を希望する大学生等は、団長に認証推薦依頼書（別記様式第1号）を提出するものとする。

- 2 団長は、前項の大学生等が認証対象者であると認めたときは、認証推薦書（別記様式第2号）によって市長に推薦するものとする。

(審査)

第4条 市長は、前条の規定による推薦があったときは、速やかにその内容を審査し、認証することを決定したときは認証決定通知書（別記様式第3号）により、認証しないことを決定したときは審査決定通知書（別記様式第4号）により、団長に通知しなければならない。

- 2 市長は、団長に対し、審査に必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 団長は、第1項の決定について、推薦した大学生等に通知しなければならない。

(認証状等の交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定によりその功績を認証した大学生等（以下「被

認証者」という。)に対し、小山市学生消防団活動認証状(別記様式第5号。以下「認証状」という。)を交付するものとする。

- 2 市長は、就職活動時において企業に提出するために必要な範囲において、被認証者の求めに応じ、小山市学生消防団活動認証証明書(別記様式第6号。以下「証明書」という。)を随時交付できるものとする。

(認証の取消し)

第6条 市長は、被認証者が次の各号のいずれかに該当した場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合
- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被認証者として不適切と認められる行為があった場合

- 2 被認証者は、前項の規定により認証を取り消されたときは、既に交付を受けた認証状及び証明書を速やかに市に返却しなければならない。

(本制度の周知)

第7条 市は、本制度について、消防団を通じて、当該消防団に所属する大学生等に対して周知するものとする。

- 2 市は、本制度について、市内の企業に周知し、大学生等が就職活動において、認証の効果を十分得られるよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。